

Radiata Increase



FP3級 2018 年 9 月 資産設計提案業務 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2018年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】下記の(問1)、(問2)について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランニング業務を行うに当たっては、関連業法を順守することが重要である。ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の行為に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 社会保険労務士資格を有していないFPが、顧客からの質問に応じて、日本の公的年金制度の仕組みと特徴について説明をした。
2. 投資助言・代理業の登録をしていないFPが、顧客と投資顧問契約を締結し、当該契約に基づいて 特定の上場会社の業績予想や投資判断について助言をした。
3. 税理士資格を有していないFPが、顧客から個別・具体的な税額計算を依頼されたため、業務提携している税理士を紹介し、一般的な税法の解説を行った。

【答え】

1. 適切

FPとして公的年金の仕組みや特徴、受給見込額の計算といった一般的な解説を行うことは可能です。報酬を得て、年金の請求手続きを代行した場合には弁護士、社労士資格が必要となります。

2. 不適切

金融商品取引業者として投資助言、代理業の登録を受けていないFPは、投資助言・代理業・投資運用業を行ってはいけません。

投資判断となる決済報告書、景気動向などを知らせることは投資助言とはならないため可能です。

3. 適切

税理士資格を持たないFPは、具体的な税務相談や税務書類の作成を行ってはいけません。また、有償・無償にかかわらず税務相談を行うことができませんが、仮の事例や、一般的な税法の解説は行うことができます。

従って、正解は【2】

問2

下記は、伊丹家のキャッシュフロー表(一部抜粋)である。このキャッシュフロー表の(ア)～(ウ)に入る数値とその求め方として、最も不適切なものはどれか。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果は万円未満を四捨五入すること。

<伊丹家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2018	2019	2020	2021	2022
家族・ 年齢	伊丹 直樹	本人	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳
	愛実	妻	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳
	航	長男	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳
	彩香	長女	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
ライフイベント		変動率	住宅の リフォーム	彩香 高校入学	航 大学入学		彩香 大学入学
収入	給与収入(夫)	1%	416			(ア)	
	給与収入(妻)	1%				260	262
	収入合計	—		675	681		
支出	基本生活費	2%	276	282	287	293	299
	住宅関連費	—	153	153	153	153	153
	教育費	—	140	180			320
	保険料	—	47	47	47	47	47
	一時的支出	—	150				
	その他支出	—	30			30	30
	支出合計	—	796		777		849
年間収支			▲128	▲18	(イ)	15	▲154
金融資産残高		1%	1,370	(ウ)	1,284		

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2018年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。

1. 空欄(ア) : 「 $416 \times (1 + 0.01 \times 3) \div 428$ 」

2. 空欄(イ) : 「 $681 - 777 = \underline{▲96}$ 」

3. 空欄(ウ) : 「 $1,370 \times (1 + 0.01) - 18 \div \underline{1,366}$ 」

【答え】

1. 不適切

<伊丹家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2018	2019	2020	2021	2022
家族・年齢	伊丹 直樹	本人	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳
	愛実	妻	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳
	航	長男	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳
	彩香	長女	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
ライフイベント		変動率	住宅のリフォーム	彩香高校入学	航大学入学		彩香大学入学
収入	給与収入(夫)	1%	416			(ア)	
	給与収入(妻)	1%				260	262
	収入合計	—		675	681		
支出	基本生活費	2%	276	282	287	293	299
	住宅関連費	—	153	153	153	153	153
	教育費	—	140	180			320
	保険料	—	47	47	47	47	47
	一時的支出	—	150				
	その他支出	—	30			30	30
	支出合計	—	796		777		849
年間収支			▲128	▲18	(イ)	15	▲154
金融資産残高		1%	1,370	(ウ)	1,284		

ア)資料より、給与収入は基準年416万円、変動率1%

3年後の給与収入を求めるには年利1%を3年間複利計算することで求めます。

複利計算の計算式

元金×(1+利率)^{N乗}

416万円×(1+1%)³

※電卓での計算は、まず(1+0.01)を計算し1.01。×を2回(=を年数-1回)

1.01××==1.061208

4,160,000×1.061208=4,286,052.16

問題文の記述より万円未満を四捨五入により、**429万円**

従って、正解は【ア. 429万円】

2. 適切

＜伊丹家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2018	2019	2020	2021	2022
家族・ 年齢	伊丹 直樹	本人	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳
	愛実	妻	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳
	航	長男	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳
	彩香	長女	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
ライフイベント		変動率	住宅の リフォーム	彩香 高校入学	航 大学入学		彩香 大学入学
収入	給与収入(夫)	1%	416			(ア)	
	給与収入(妻)	1%				260	262
	収入合計	—		675	681		
支出	基本生活費	2%	276	282	287	293	299
	住宅関連費	—	153	153	153	153	153
	教育費	—	140	180			320
	保険料	—	47	47	47	47	47
	一時的支出	—	150				
	その他支出	—	30			30	30
	支出合計	—	796		777		849
年間収支			▲128	▲18	(イ)	15	▲154
金融資産残高		1%	1,370	(ウ)	1,284		

(イ)年間収支は

収入合計-支出合計=年間収支

681万円-777万円=-96

従って、正解は【▲96】

3. 適切

＜伊丹家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2018	2019	2020	2021	2022
家族・ 年齢	伊丹 直樹	本人	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳
	愛実	妻	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳
	航	長男	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳
	彩香	長女	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
ライフイベント		変動率	住宅の リフォーム	彩香 高校入学	航 大学入学		彩香 大学入学
収入	給与収入(夫)	1%	416			(ア)	
	給与収入(妻)	1%				260	262
	収入合計	—		675	681		
支出	基本生活費	2%	276	282	287	293	299
	住宅関連費	—	153	153	153	153	153
	教育費	—	140	180			320
	保険料	—	47	47	47	47	47
	一時的支出	—	150				
	その他支出	—	30			30	30
	支出合計	—	796		777		849
年間収支			▲128	▲18	(イ)	15	▲154
金融資産残高		1%	1,370	(ウ)	1,284		

(ウ)金融資産残高は前年の金融資産残高を変動率で計算し、1年後の年間収支と合算させます。

まず変動率をかけた1年目の金融資産残高

複利計算の計算式

元金×(1+利率)^{N乗}

1,370万円×(1+1%)=13,837,000円

1年目の年間収支は▲18万円です

13,837,000-180,000円=-13,657,000円

問題文の記述より万円未満は四捨五入となるので、1,366万円

従って、正解は【1】

【第2問】下記の(問3)~(問5)について解答しなさい。

問3

下記は、経済用語についてまとめた表である。下表の経済用語に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

経済用語	主な内容
(ア)	日本銀行が景気の現状や先行きの見通しについて企業に直接行うアンケート調査で、全国企業短期経済観測調査の略称であり、年4回、調査・公表される。
(イ)	消費者が購入するモノやサービスなどの物価の動きを把握するための統計指標で、総務省から毎月発表されている。
(ウ)	生産、雇用などの経済活動状況を表すさまざまな指標の動きを統合して、景気の現状把握や将来の動向を予測するために内閣府が発表している指標である。

1. 空欄(ア)に入る用語は、「日銀短観」である。
2. 空欄(イ)に入る用語は、「消費者物価指数」である。
3. 空欄(ウ)に入る用語は、「企業物価指数」である。

【答え】

経済用語	主な内容
(ア)	日本銀行が景気の現状や先行きの見通しについて企業に直接行うアンケート調査で、全国企業短期経済観測調査の略称であり、年4回、調査・公表される。
(イ)	消費者が購入するモノやサービスなどの物価の動きを把握するための統計指標で、総務省から毎月発表されている。
(ウ)	生産、雇用などの経済活動状況を表すさまざまな指標の動きを統合して、景気の現状把握や将来の動向を予測するために内閣府が発表している指標である。

1. 空欄(ア)に入る用語は、「日銀短観」である。
2. 空欄(イ)に入る用語は、「消費者物価指数」である。
3. 空欄(ウ)に入る用語は、「企業物価指数」である。

1. 適切

日銀短観は日本銀行が調査・発表を行う企業短期経済観測のこと。

日銀短観は、**日本銀行**が製造業17業種・非製造業14業種に分けて、国内企業(1万社超)を対象に、業績や設備投資、雇用状況などのアンケート調査をもとに**年4回**(四半期毎)に作成・公表している。

2. 適切

消費者が購入する物やサービス等の物価の動きに関する統計指標は**消費者物価指数**です。

3. 不適切

景気動向指数は総合的な景気の状況を見るための複数の指標を総合的に分析・評価するもので**内閣府**が**毎月**発表しています。

企業物価指数は**企業間での財に関する物価変動**を測定した指標です。発表機関は日本銀行となっており、毎月発行されます。

従って、正解は【3】

問4

下記は、NISA(少額投資非課税制度)の概要についてまとめた表である。下表に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

対象となる金融商品	上場株式、株式投資信託、J－R E I T（上場不動産投資信託）等
口座開設	原則1人1口座
金融機関の変更	（ア）
非課税投資枠	新規投資額で年間（イ）まで
非課税枠の未使用分	翌年以降に（ウ）

1. 空欄(ア)に入る語句は、「1年単位で可能」である。
2. 空欄(イ)に入る語句は、「100万円」である。
3. 空欄(ウ)に入る語句は、「繰り越すことができない」である。

【答え】

対象となる金融商品	上場株式、株式投資信託、J－R E I T（上場不動産投資信託）等
口座開設	原則1人1口座
金融機関の変更	（ア）
非課税投資枠	新規投資額で年間（イ）まで
非課税枠の未使用分	翌年以降に（ウ）

1. 空欄(ア)に入る語句は、「1年単位で可能」である。
2. 空欄(イ)に入る語句は、「100万円」である。
3. 空欄(ウ)に入る語句は、「繰り越すことができない」である。

1. 適切

NISAでは既に口座を開設していても、異なる金融機関での口座開設は可能です。
所定の手続きのうえ、1年単位での変更が可能です。

2. 不適切

一般NISAでの年間の非課税投資枠は120万円です。

名称	年間投資上限	非課税期間	対象年齢
NISA	120万円	5年	20歳以上
ジュニアNISA	80万円	5年	20歳未満
つみたてNISA	40万円	20年	20歳以上

3. 適切

NISAでの非課税投資枠は、翌年へ繰り越すことは出来ません。

従って、正解は【2】

問 5

下記<資料>に基づくSX株式会社の投資指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、購入時の手数料および税金は考慮しないこととする。

<資料>

[株式市場に関するデータ]

株式市場の投資指標

(P E Rと配当利回りの太字は予想、カッコ内は前期基準、P B Rは四半期末基準、連結ベース。算出不能は—)

	P E R (倍)	P B R (倍)	配当利回り (%)	
			単純平均	加重平均
日経平均採用銘柄	13.81 (16.03)	1.24	1.74 (1.56)	
J P X 日経400採用銘柄	15.06 (16.08)	1.45	1.55 (1.43)	
東証1部全銘柄	15.66 (17.71)	1.34	1.59 (1.49)	1.93 (1.77)
東証2部全銘柄	28.14 (—)	1.57	1.52 (1.50)	1.05 (1.01)
ジャスダック全銘柄	20.49 (25.22)	1.63	1.38 (1.36)	
株式益回り (東証1部全銘柄)			予想	6.38%
			前期基準	5.64%

(出所：日本経済新聞 2018年2月7日朝刊 18面)

[S X株式会社に関するデータ]

株価	810円
1株当たり純利益 (今期予想)	62円
1株当たり純資産	580円
1株当たり年間配当金 (今期予想)	16円

1. 株価収益率(PER)で比較した場合、SX株式会社の株価は日経平均採用銘柄の平均(予想ベース)より割安である。
2. 株価純資産倍率(PBR)で比較した場合、SX株式会社の株価は東京証券取引所市場第1部(東証1部)全銘柄の平均より割安である。
3. 配当利回り(単純平均)で比較した場合、SX株式会社の配当利回りはジャスダック全銘柄の平均(予想ベース)より高い。

【答え】

1. 株価収益率(PER)で比較した場合、SX株式会社の株価は日経平均採用銘柄の平均(予想ベース)より割安である。

1. 適切

PERとは、株価が1株当たり純利益の何倍になっているかを表した指標です。

$PER(\text{倍}) = \text{株価} \div 1\text{株当たり当期純利益}(EPS)$

$EPS(1\text{株当たり当期純利益}) = \text{当期純利益} \div \text{発行済株式数}$

- ・ PERが高いほど割高
- ・ PERが低いほど割安

<資料>

[株式市場に関するデータ]

株式市場の投資指標

(PERと配当利回りの太字は予想、カッコ内は前期基準、PBRは四半期末基準、連結ベース。算出不能は—)

	PER (倍)	PBR (倍)	配当利回り (%)	
			単純平均	加重平均
日経平均採用銘柄	13.81 (16.03)	1.24 1.74 (1.56)		
J P X 日経400採用銘柄	15.06 (16.08)	1.45 1.55 (1.43)		
東証1部全銘柄	15.66 (17.71)	1.34 1.59 (1.49)	1.93 (1.77)	
東証2部全銘柄	28.14 (—)	1.57 1.52 (1.50)	1.05 (1.01)	
ジャスダック全銘柄	20.49 (25.22)	1.63 1.38 (1.36)		
株式益回り (東証1部全銘柄)			予想 前期基準	6.38% 5.64%

(出所：日本経済新聞 2018年2月7日朝刊 18面)

[SX株式会社に関するデータ]

株価	810円
1株当たり純利益 (今期予想)	62円
1株当たり純資産	580円
1株当たり年間配当金 (今期予想)	16円

SX社のPERは

$810\text{円} \div 62\text{円} = 13.064 \cdots \rightarrow 13.06\text{倍}$

日経平均採用銘柄のPERは13.81倍ですので、SX社の方が割安です。

2. 株価純資産倍率(PBR)で比較した場合、SX株式会社の株価は東京証券取引所市場第1部(東証1部)全銘柄の平均より割安である。

2. 不適切

<資料>

[株式市場に関するデータ]

株式市場の投資指標

(P E Rと配当利回りの太字は予想、カッコ内は前期基準、P B Rは四半期末基準、連結ベース。算出不能は—)

	P E R (倍)	P B R (倍)	配当利回り (%)	
			単純平均	加重平均
日経平均採用銘柄	13.81 (16.03)	1.24 1.74 (1.56)		
J P X 日経400採用銘柄	15.06 (16.08)	1.45 1.55 (1.43)		
東証 1 部全銘柄	15.66 (17.71)	1.34 1.59 (1.49)	1.93 (1.77)	
東証 2 部全銘柄	28.14 (—)	1.57 1.52 (1.50)	1.05 (1.01)	
ジャスダック全銘柄	20.49 (25.22)	1.63 1.38 (1.36)		
株式益回り (東証 1 部全銘柄)			予想	6.38%
			前期基準	5.64%

(出所：日本経済新聞 2018年2月7日朝刊 18面)

[S X株式会社に関するデータ]

株価	810円
1株当たり純利益 (今期予想)	62円
1株当たり純資産	580円
1株当たり年間配当金 (今期予想)	16円

PBRとは、株価が1株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標

$$\text{PBR(倍)} = \text{株価} \div \text{1株当たり純資産(BPS)}$$

$$\text{BPS(1株当たり純資産)} = \text{純資産} \div \text{発行済株式数}$$

- PBRが低い(1倍に近い)ほど割安
- PBRが高いほど割高

SX社のPBRは

$$810 \div 580 = 1.39655 \cdots \rightarrow 1.39 \text{倍}$$

東証1部の全銘柄PBRは1.34倍ですのでSX社の方が**割高**となる。

3. 配当利回り(単純平均)で比較した場合、SX株式会社の配当利回りはジャスダック全銘柄の平均(予想ベース)より高い。

3. 適切
<資料>

[株式市場に関するデータ]

株式市場の投資指標

(P E Rと配当利回りの太字は予想、カッコ内は前期基準、P B Rは四半期末基準、連結ベース。算出不能は—)

	P E R (倍)	P B R (倍)	配当利回り (%)	
			単純平均	加重平均
日経平均採用銘柄	13.81 (16.03)	1.24	1.74 (1.56)	
J P X日経400採用銘柄	15.06 (16.08)	1.45	1.55 (1.43)	
東証1部全銘柄	15.66 (17.71)	1.34	1.59 (1.49)	1.93 (1.77)
東証2部全銘柄	28.14 (—)	1.57	1.52 (1.50)	1.05 (1.01)
ジャスダック全銘柄	20.49 (25.22)	1.63	1.38 (1.36)	
株式益回り(東証1部全銘柄)			予想	6.38%
			前期基準	5.64%

(出所: 日本経済新聞 2018年2月7日朝刊 18面)

[SX株式会社に関するデータ]

株価	810円
1株当たり純利益(今期予想)	62円
1株当たり純資産	580円
1株当たり年間配当金(今期予想)	16円

配当利回りは株価に対し、1年間でどれだけの配当を受けることができるかを示した数値

配当利回り = $1株当たり年間配当金 \div 株価 \times 100$

- ・株価に対して何%の配当を出しているかを示す
- ・数値が高いほど高利回り

SX社の配当利回りは $16円 \div 810円 \times 100 = 1.9753\cdots \rightarrow 1.97\%$

ジャスダック全銘柄の配当利回りは1.38%ですので、SX社のほうが高利回り

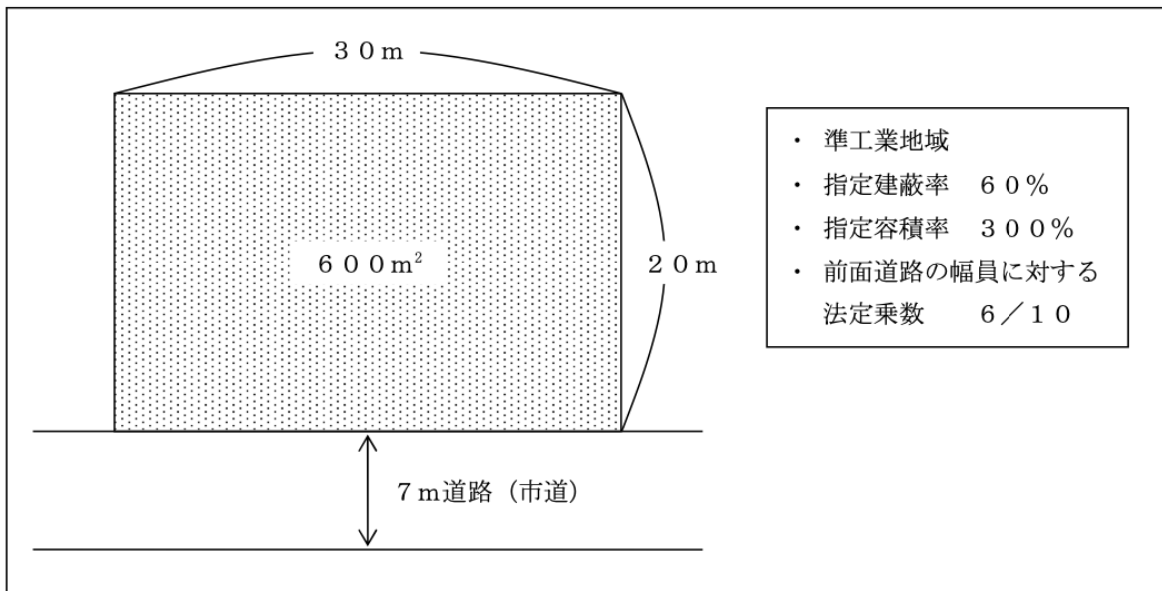
従って、正解は【2】

【第3問】下記の(問6)、(問7)について解答しなさい。

問6

建築基準法に従い、下記<資料>の土地に建築物を建築する場合の延べ面積(床面積の合計)の最高 限度として、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<資料>



1. $600 \times 0.6 = 360 \text{ (m}^2\text{)}$
2. $600 \times 3.0 = 1,800 \text{ (m}^2\text{)}$
3. $600 \times 7.0 \times 6/10 = 2,520 \text{ (m}^2\text{)}$

【答え】

延べ面積=敷地面積×容積率

・容積率の制限

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

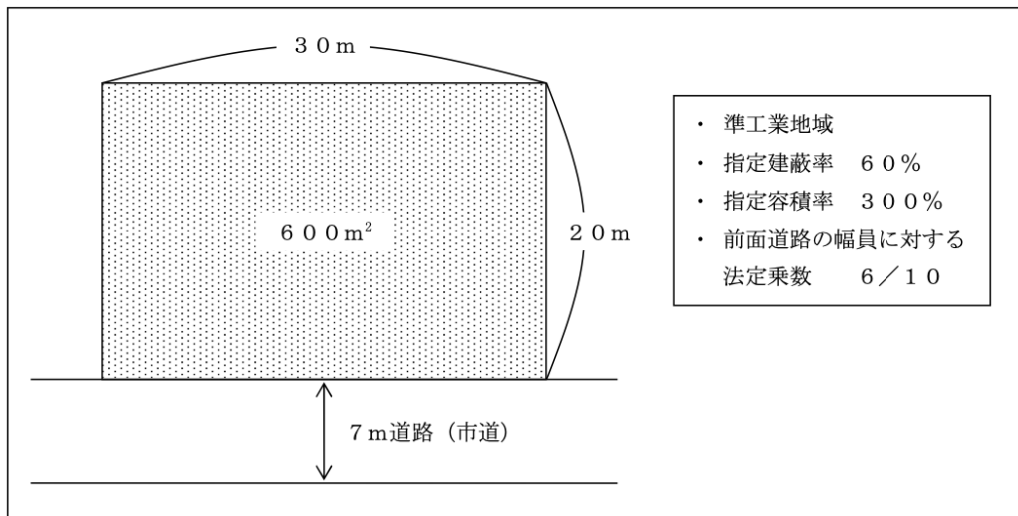
- ・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。
- ・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10 または 6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

<資料>



資料では幅員7mの前面道路ですので12m未満で、準工業地域となるので、 $7\text{m} \times 6/10 = 420\%$

指定容積率は300%ですので、小さい方の300%を使用します。

$$600\text{m}^2 \times 300\% = 1,800\text{m}^2$$

従って、正解は【2. $600\text{m}^2 \times 3.0 = 1,800(\text{m}^2)$ 】

問7

土地の登記記録において、下表の甲区(ア)、乙区(イ)に記録される事項の組み合わせとして、誤っているものはどれか。なお、問題作成の都合上、表の一部を空欄(***)としている。

＜土地登記記録の構成＞

土地登記記録	表題部	* * *	
	権利部	甲区	(ア)
		乙区	(イ)

1. (ア) 抵当権設定登記 (イ) 所有権保存登記
2. (ア) 所有権移転登記 (イ) 抵当権設定登記
3. (ア) 所有権移転登記 (イ) 地上権設定登記

<土地登記記録の構成>

土地登記記録	表題部	***	
	権利部	甲区	(ア)
		乙区	(イ)

1. (ア) 抵当権設定登記 (イ) 所有権保存登記
2. (ア) 所有権移転登記 (イ) 抵当権設定登記
3. (ア) 所有権移転登記 (イ) 地上権設定登記

【答え】

所有権に関する事項は、権利部の甲区に記載されます。

所有権以外の事項は、権利部の乙区に記載されます。

表題部	土地	所在、地番、地目、地積など	
	建物	所在、家屋番号、種類、構造、床面積	
権利部	甲区	所有権	所有権保存登記、仮登記、所有権移転登記、差し押さえなど
	乙区	所有権以外	抵当権、地上権、借地権、賃借権など

従って、正解は【1. (ア) 抵当権設定登記 (イ) 所有権保存登記】

【第4問】 下記の(問8)~(問10)について解答しなさい。

問8

大下実さんが加入しているガン保険(下記<資料>参照)の保障内容に関する次の記述の空欄(ア) にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、保険契約は有効に継続しているものとし、実さんはこれまでに<資料>の保険から保険金および給付金を一度も受け取っていないものとする。

<資料>

保険種類 ガン保険（無配当）		保険証券記号番号 △△△－××××	
保険契約者	大下 実 様	ご印鑑 	◆契約日 2009年12月1日 ◆主契約の保険期間 終身 ◆主契約の保険料払込期間 終身
被保険者	大下 実 様 契約年齢 52歳 男性		
受取人	〔給付金受取人〕被保険者 様 〔指定代理請求人〕大下 あずさ 様 *被保険者との続柄：妻		
■ご契約内容			
給付金・保険金の内容		給付金額・保険金額	保険期間
入院給付金	1日目から	日額5,000円	終身
通院給付金		日額5,000円	
診断給付金	初めてガンと診断されたとき	100万円	
■保険料の内容		■その他付加されている特約・特則等	
払込保険料合計 ×,×××円／月		保険料口座振替特約 *以下余白	
払込方法（回数）：年12回			
払込期月 ：毎月			

大下実さんが、2018年中に初めてガン（肺ガン・悪性新生物）と診断され、50日間入院した場合、支払われる給付金は、合計（ア）である。

1. 25万円
2. 100万円
3. 125万円

【答え】

大下実さんが、2018年中に初めてガン（肺ガン・悪性新生物）と診断され、50日間入院した場合、支払われる給付金は、合計（ア）である。

1. 25万円
2. 100万円
3. 125万円

初めてガンを患い、50日間入院した場合には、資料より入院給付金、診断給付金が支給されます。

■ご契約内容

給付金・保険金の内容	給付金額・保険金額		保険期間
入院給付金	1日目から	日額5,000円	終身
通院給付金		日額5,000円	
診断給付金	初めてガンと診断されたとき	100万円	

入院給付金5千円×50日＋100万円＝125万円

従って、正解は【3. 125万円】

問9

池谷史郎さんが2017年中に支払った生命保険の保険料が下記〈資料〉のとおりである場合、史郎さんの2017年分の所得税における生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、下記〈資料〉の保険について、これまでに契約内容の変更は行われていないものとする。

〈資料〉

[終身保険（無配当）]

保険契約者：池谷 史郎

被保険者：池谷 史郎

死亡保険金受取人：池谷 綾子（妻）

契約日：2016年8月1日

2017年の年間支払保険料：75,000円

〈所得税の生命保険料控除額の速算表〉

[2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額]

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円 超		50,000円

[2012年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額]

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円 超		40,000円

（注）支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 38,750円
2. 40,000円
3. 43,750円

【答え】

平成24年1月1日より生命保険料控除等の制度が変更になりました。
従来は一般生命保険料控除と個人年金保険料控除でしたが新制度では、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の3つになりました。

・それ以前に締結した契約は

平成23年12月31日以前に締結した生命保険の場合でも平成24年1月1日以降に契約更新・転換や特約の中途付加を行う事ができ、以降は新たな生命保険料控除制度が適用されるため、更新後は、新たな生命保険料控除の対象となり、保障内容ごとに上記控除（一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除）に分けて控除額が計算されます。

転換や特約の中途付加を行わなければ、引き続き、旧制度のままの控除の対象となります。

控除額上限は旧制度では各5万円、新制度では各4万円です。

・控除額上限

	一般生命保険料控除	個人年金保険料控除	介護医療保険料控除
旧制度控除額:	5万円	5万円	
新制度控除額	4万円	4万円	4万円

本問では2016年、平成28年の契約であり新制度の対象です。

<資料>

[終身保険（無配当）]	
保険契約者:	池谷 史郎
被保険者:	池谷 史郎
死亡保険金受取人:	池谷 綾子（妻）
契約日:	2016年8月1日
2017年の年間支払保険料:	75,000円

[2012年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額]

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

2017年に支払った年間支払い保険料は75,000円ですから、控除額は
 $75,000円 \times 1/4 + 20,000円 = 38,750円$

従って、正解は【1. 38,750 円】

問10

長谷川隆一さんが契約している自動車保険の主な内容は、下記〈資料〉のとおりである。次の記述のうち、〈資料〉の保険の補償の対象となるものはどれか。なお、いずれも保険期間中に損害が発生したものであり、運転者は隆一さんである。また、記載のない事項については一切考慮しないこととする。

〈資料〉

保険種類	自動車保険
保険期間	1年
保険契約者	長谷川 隆一
記名被保険者	長谷川 隆一
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限（免責金額なし）
人身傷害	1名につき5,000万円
搭乗者傷害	5日未満入通院保険金 2万円
	5日以上入通院保険金 20万円

1. 自動車を駐車場に駐車する際に、誘導中の母親に誤って車が接触し、ケガをさせた。
2. 自動車を自宅車庫に入れる際に、誤って車庫の壁に衝突し、壁を損壊した。
3. 自動車を運転中に、交差点で他の自動車と衝突し、隆一さんが重傷を負った。

<資料>

保険種類	自動車保険
保険期間	1年
保険契約者	長谷川 隆一
記名被保険者	長谷川 隆一
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限（免責金額なし）
人身傷害	1名につき5,000万円
搭乗者傷害	5日未満入通院保険金 2万円 5日以上入通院保険金 20万円

1. 自動車を駐車場に駐車する際に、誘導中の母親に誤って車が接触し、ケガをさせた。
2. 自動車を自宅車庫に入れる際に、誤って車庫の壁に衝突し、壁を損壊した。
3. 自動車を運転中に、交差点で他の自動車と衝突し、隆一さんが重傷を負った。

【答え】

1. 不適切

対人賠償保険では、交通事故で他人を負傷、死傷させ賠償責任を負った場合で補償対象となります。従って、運転者の身内である母親は補償対象外です。

2. 不適切

対物賠償保険は、自動車事故により他人の財物に損害を与えた際に損害賠償責任を補償する保険です。従って、誤って自宅の車庫に衝突しても補償対象外です。

3. 適切。

人身傷害補償保険は、被保険者に過失があっても、自動車事故における自己の過失部分も含め、保険金額を限度として損害額全額が支払い対象です。
被保険者が重傷を負った場合には補償対象です。

従って、正解は【3】

【第5問】 下記の(問11)~(問13)について解答しなさい。

問11

会社員の福岡忠雄さんが2018年中に支払った医療費等が下記<資料>のとおりである場合、福岡さんの2018年分の所得税の確定申告における医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、 福岡さんの所得は給与所得700万円のみであり、妻は福岡さんと生計を一にしている。また、医療費 控除の金額が最も大きくなるよう計算すること。

<資料>

支払年月	医療等を受けた人	内容	支払金額
2018年1月	本人	人間ドック代(※1)	80,000円
2018年2月	本人	入院費用(※2)	240,000円
2018年8月	妻	健康増進のためのビタミン剤の購入代	30,000円

(※1) 人間ドックの結果、重大な疾病が発見され引き続き治療のため入院した。

(※2) 保険金等により補てんされた金額はないものとする。

1. 250,000円
2. 220,000円
3. 140,000円

【答え】

医療費控除…納税者本人のまたは生計を一にする配偶者やその他の親族が医療費を支払った場合に適用できます。(合算することができる)

【支出した医療費用 - 生命保険等からの給付金 - 10万円】

＊控除額の上限は200万円

＊総所得金額等が200万円未満の場合は総所得金額×5%

<資料>

支払年月	医療等を受けた人	内容	支払金額
2018年1月	本人	人間ドック代(※1)	80,000円
2018年2月	本人	入院費用(※2)	240,000円
2018年8月	妻	健康増進のためのビタミン剤の購入代	30,000円

(※1) 人間ドックの結果、重大な疾病が発見され引き続き治療のため入院した。

(※2) 保険金等により補てんされた金額はないものとする。

資料の内、人間ドック代は控除対象ですが、人間ドックでは異常が見つからなかった場合には対象外となります。

ビタミン剤の購入代金は対象外です。

従って、控除対象は人間ドック代、入院費のみです。

医療費控除=支出した医療費用 - 生命保険等からの給付金 - 10万円

80,000円+240,000円-100,000=220,000円

従って、正解は【2. 220,000円】

問12

給与所得者である杉田さんは、2018年中にマンションを購入し、直ちに居住を開始した。杉田さんは、住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)の適用を受けたいと考えており、FPで税理士でもある村瀬さんに相談をした。村瀬さんの住宅ローン控除に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「住宅ローン控除の適用対象となる住宅の床面積は、 45m^2 以上とされています。」
2. 「住宅ローン控除の控除額は、『住宅借入金等の年末残高等 $\times 1\%$ 』で計算されます。」
3. 「住宅ローン控除は、その年分の合計所得金額が3,000万円以下でなければ適用を受けることができません。」

【答え】

●住宅ローン控除の適用条件（すべて満たす必要があります）

- ・返済期間が10年以上の住宅ローンであること
- ・控除の適用を受ける年の合計所得が3,000万円以下であること
- ・住宅の床面積が50㎡以上で、そのうち1/2が居住用であること
- ・取得日から6か月以内に住み始め、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住していること
- ・居住の用に供した年とその前後2年ずつの5年間に「居住用財産の3,000万円特別控除の特例」「居住用財産の軽減税率の特例」「特定の居住用財産の買換え特例」の適用を受けていないこと

1. 不適切

住宅ローンの適用要件では、・住宅の床面積が50㎡以上で、そのうち1/2が居住用であることです。

2. 適切

住宅ローン控除額は年末残高の限度額に控除率1%によって計算します。

【住宅ローン減税の概要】

	居住の用に供した年	年末残高の限度額	控除率	控除期間	10年間の最大控除額
一般の住宅	2021（令和3）年12/31まで	4,000万円	1 %	13年	400万円
長期優良住宅及び低炭素住宅		5,000万円			500万円

3. 適切

住宅ローン適用要件として、控除の適用を受ける年の合計所得が3,000万円以下でなければいけません。

従って、正解は【1】

問13

桑原さんは、個人で飲食店を経営している青色申告者である。桑原さんの2018年分の所得および所得控除が下記〈資料〉のとおりである場合、桑原さんの2018年分の所得税額として、正しいものはどれか。なお、桑原さんに〈資料〉以外の所得はなく、復興特別所得税や税額控除、源泉徴収税額や予定納税等については一切考慮しないこととする。

〈資料〉

[2018年分の所得]

事業所得の金額 1,200万円

※必要経費や青色申告特別控除額を控除した後の金額である。

[2018年分の所得控除]

所得控除の合計額 250万円

〈課税総所得金額に対する所得税の計算方法〉

課税総所得金額×所得税率－控除額

〈所得税の速算表〉

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

1. 3,135,000円
2. 2,424,000円
3. 1,599,000円

【答え】

＜課税総所得金額に対する所得税の計算方法＞

課税総所得金額×所得税率－控除額

＜資料＞

〔2018年分の所得〕

事業所得の金額 1,200万円

※必要経費や青色申告特別控除額を控除した後の金額である。

〔2018年分の所得控除〕

所得控除の合計額 250万円

資料より、所得は事業所得のみです。

所得控除として、事業所得に250万の控除後の金額は950万円です。

＜所得税の速算表＞

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

（注）課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

速算表より、

950万円×33%-1,536,000円=1,599,000円

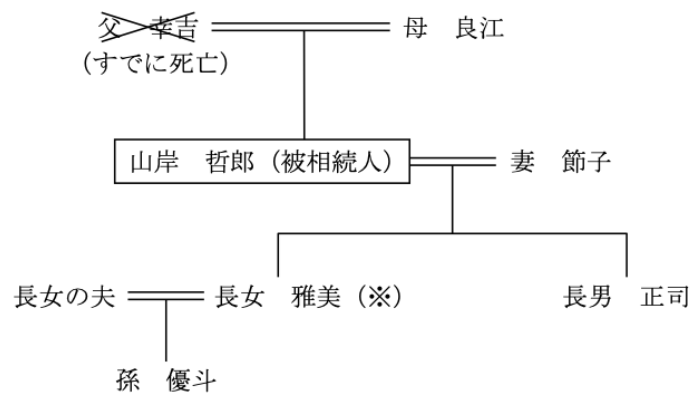
従って、正解は【3. 1,599,000円】

【第6問】下記の(問14)~(問16)について解答しなさい。

問14

2018年9月2日に相続が開始された山岸哲郎さん(被相続人)の<親族関係図>が下記のとおりである場合、民法上の相続人および法定相続分の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<親族関係図>



※雅美さんは期限内に所定の手続きを行い、相続を放棄した。

1. 節子 1/2 正司 1/2
2. 節子 1/2 正司 1/4 優斗 1/4
3. 節子 1/2 良江 1/6 正司 1/6 優斗 1/6

【答え】

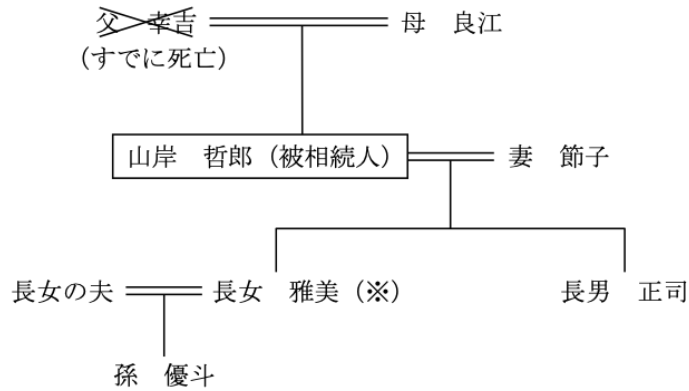
法定相続人では、子、直系尊属、兄弟姉妹の順に、該当する相続人がいなかった場合に順位が移ります。

また、法定相続人に相続を放棄したものがいた場合には、相続人から除外(初めから相続人ではなかった)して考えます。

●相続人の範囲と順位、法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1, 第2がない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

＜親族関係図＞



※雅美さんは期限内に所定の手続きを行い、相続を放棄した。

本問では、相続の放棄をした子の雅美さんは、法定相続人から除外されます。法定相続人は配偶者、子となりますので配偶者1/2、子1/2となります。

従って、正解は【1. 節子 1/2 正司 1/2】

問15

中井さんは、FPの浅田さんに公正証書遺言について質問をした。この質問に対する浅田さんの回答 の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

＜浅田さんの回答＞

「公正証書遺言は、遺言者が遺言内容を口授し、公証人が筆記したうえで、遺言者・証人に読み聞かせ、または閲覧させて作成する遺言書です。公正証書遺言の作成に当たっては、(ア) 以上の証人の立会いが必要となります。また、相続開始後における家庭裁判所の検認が (イ) です。」

1. (ア)1人 (イ)必要
2. (ア)2人 (イ)必要
3. (ア)2人 (イ)不要

【答え】

＜浅田さんの回答＞

「公正証書遺言は、遺言者が遺言内容を口授し、公証人が筆記したうえで、遺言者・証人に読み聞かせ、または閲覧させて作成する遺言書です。公正証書遺言の作成に当たっては、（ ア ）以上の証人の立会いが必要となります。また、相続開始後における家庭裁判所の検認が（ イ ）です。」

公正証書遺言は、公証人が遺言者の遺言を筆記し公証役場へ保管します。

家庭裁判所への検認は不要で、証人は、未成年者、推定相続人、推定相続人の配偶者や直系血族以外で2名以上必要です。

従って、正解は【3. （ア）2人（イ）不要】

問16

野村由美子さん(60歳)は、夫から居住用不動産の贈与を受けるに当たっての贈与税の取扱いについて、FPで税理士でもある横川さんに相談をした。この相談に対する横川さんの回答の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<横川さんの回答>

「贈与税の配偶者控除は、婚姻期間が（ ア ）以上の配偶者から、国内の居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受け、所定の要件を満たす場合に、基礎控除とは別に、最大（ イ ）の控除を受けることができる制度です。」

1. (ア)10年 (イ)1,000万円
2. (ア)20年 (イ)2,000万円
3. (ア)20年 (イ)2,500万円

【答え】

＜横川さんの回答＞

「贈与税の配偶者控除は、婚姻期間が（ ア ）以上の配偶者から、国内の居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受け、所定の要件を満たす場合に、基礎控除とは別に、最大（ イ ）の控除を受けることができる制度です。」

贈与税の配偶者控除とは、一定の適用要件のもとで、配偶者が居住用不動産やその購入資金を贈与された場合に贈与税の課税価格から控除できる規定です。

控除額は2,000万円です。ただし、贈与税の基礎控除110万円とは別で加算できます。合計2,110万円までは非課税となります。

【適用要件】

- 婚姻関係が20年以上あること

婚姻期間は婚姻届けから贈与の日までをいいますので入籍していない期間は除かれます。1年未満場合の端数は切り捨てとなります。

従って、正解は【2. (ア)20年 (イ)2,000万円 】

【第7問】 下記の(問17)～(問20)について解答しなさい。

<設例>

佐野勇也さんは株式会社MKに勤める会社員である。勇也さんは40歳を過ぎたこともあり、今後の生活設計について、FPで税理士でもある鶴見さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2018年9月1日現在のものである。

[家族構成(同居家族)]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
佐野 勇也	本人	1972年8月10日	46歳	会社員
弥生	妻	1976年6月16日	42歳	専業主婦
真理恵	長女	2001年5月 5日	17歳	高校生

[保有財産(時価)]

(単位:万円)

金融資産	
普通預金	450
定期預金	500
財形年金貯蓄	220
個人向け国債	50
上場株式	140
生命保険(解約返戻金相当額)	70
不動産(自宅マンション)	2,600

[負債残高]

住宅ローン(自宅マンション): 1,900万円(債務者は勇也さん、団体信用生命保険付き)

[その他]

上記以外については、各設問において特に指定のない限り一切考慮しないこととする。

問17

FPの鶴見さんは、佐野家のバランスシートを作成した。下表の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、〈設例〉に記載のあるデータに基づいて解答することとする。

＜佐野家のバランスシート＞

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
普通預金	×××		
定期預金	×××		
財形年金貯蓄	×××	負債合計	×××
個人向け国債	×××		
上場株式	×××		
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	[純資産]	(ア)
不動産（自宅用マンション）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

1. 2,130(万円)
2. 2,060(万円)
3. 1,990(万円)

【答え】

総資産を求める場合には資産合計額-負債合計額で求められます。

〔保有財産（時価）〕 (単位：万円)

金融資産	
普通預金	450
定期預金	500
財形年金貯蓄	220
個人向け国債	50
上場株式	140
生命保険（解約返戻金相当額）	70
不動産（自宅マンション）	2,600

〔負債残高〕

住宅ローン（自宅マンション）：1,900万円（債務者は勇也さん、団体信用生命保険付き）

資料より、資産は、
普通預金450万円＋定期預金500万円＋財形年金貯蓄220万円＋個人向け国債50万円
＋上場株式140万円＋生命保険70万円＋不動産2,600万円=4,030万円

負債は、住宅ローンのみ1,900万円です。
※住宅ローンの団体信用生命保険は、債務者が死亡・高度障害の場合には保険料
を保険会社がローン会社へ支払いを行います。

純資産は
4,030万円-1,900万円=2,130万円

従って、正解は【1. 2,130(万円)】

問18

勇也さんは、今後15年間で毎年24万円ずつ積立貯蓄をして、老後の生活資金を準備したいと考えている。積立期間中に年利2.0%で複利運用できるものとした場合、15年後の合計金額として、正しいものはどれか。なお、下記<資料>の3つの係数の中から最も適切な係数を選択して計算し、解答に当たっては、千円未満を四捨五入すること。また、税金や記載のない事項については一切考慮しない こととする。

<資料：係数早見表（年利2.0%）>

	終価係数	年金終価係数	年金現価係数
15年	1.346	17.293	12.849

※記載されている数値は正しいものとする。

1. 4,846,000円
2. 4,150,000円
3. 3,084,000円

【答え】

毎年一定額を積立た場合の一定期間後の元利合計を求めるには年金終価係数です。

毎年積み立てる金額×年金終価係数=一定期間後の合計額
本問では毎年24万円積み立てた場合の15年後の合計額は？

<資料：係数早見表（年利2.0%）>

	終価係数	年金終価係数	年金現価係数
15年	1.346	17.293	12.849

※記載されている数値は正しいものとする。

$240,000\text{円} \times 17.293 = 4,150,320$

千円未満を四捨五入し、4,150,000円

従って、正解は【2.4,150,000円】

問19

勇也さんは、通常65歳から支給される老齢基礎年金を繰り下げて受給できることを知り、FPの鶴見さんに質問をした。老齢基礎年金の繰下げ受給に関する次の(ア)~(ウ)の記述について、正しいものを○、誤っているものを×とした組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、老齢基礎年金の受給要件は満たしているものとする。

(ア)老齢基礎年金を繰下げ受給した場合の年金額の増額は、一生涯続く。

(イ)老齢基礎年金を繰下げ受給した場合の年金額は、繰下げ月数1月当たり0.7%の割合で増額される。

(ウ)老齢基礎年金を繰下げ受給する場合、老齢厚生年金を65歳から受給することはできない。

1. (ア)× (イ)○ (ウ)○
2. (ア)× (イ)× (ウ)○
3. (ア)○ (イ)○ (ウ)×

【答え】

ア. 適切○

老齢基礎年金の繰り上げ、繰り下げ裁定の取り消しや変更、繰上げ請求した後に裁定の取消しはできません。

増額された年金額を受給し続けることになります。

イ. 適切○

老齢基礎年金、老齢厚生年金の繰上げ支給および繰下げ支給では

- ・ 繰り上げ
繰り上げた月数×0.5%分が老齢厚生年金額から減算
- ・ 繰り下げ
繰り下げた月数×0.7%分が老齢厚生年金に加算

ウ. 不適切×

繰下げ支給では老齢基礎年金と老齢厚生年金それぞれに別々に選択できます。

従って、いずれかの年金のみを繰り下げて受給することも可能です。

なお、繰上げ支給は両方とも同時に請求しなくてはなりません。

従って、正解は【3. (ア)○ (イ)○ (ウ)×】

問20

勇也さんの公的年金加入歴は下記のとおりである。仮に、勇也さんが現時点(46歳)で死亡した場合、勇也さんの死亡時点において妻の弥生さんに支給される公的年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、勇也さんは、入社時(22歳)から死亡時まで厚生年金保険に加入しているものとし、遺族給付における生計維持要件は満たされているものとする。



1. 遺族厚生年金のみが支給される。
2. 遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給される。
3. 死亡一時金および遺族厚生年金が支給される。

【答え】

・遺族基礎年金の支給要件は、被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき、死亡した者によって生計を維持されていた、子のある配偶者・子へ支給

※子：18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子
かつ未婚。

また、遺族厚生年金は、遺族基礎年金に上乗せして受け取れるもので、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合に受け取れます。

受給できる遺族の範囲は、妻、子、孫、および55歳以上の夫、父母、祖父母となっていて、受給者がいない場合に順位が移動する。

・遺族厚生年金の額は、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3ですが、その被保険者期間が300月(25年)未満の場合、300月とみなして計算します。

・厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない40歳以上から65歳になる前(中高齢の時期)までの妻の遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算額(有期年金)が加算支給されます。(子がいても、子が遺族基礎年金の加算対象外であった場合、妻が40歳以上であれば支給)

・寡婦年金は第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた子のない妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。

・年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3。

・亡くなった夫が、障害基礎年金の受給権者であった場合、老齢基礎年金を受けたことがある場合は支給されません。

・妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は支給されません。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月(3年)以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族に支給

※死亡したひとと生計を同じくしていた遺族とは
配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹で
遺族基礎年金を受給できない人)

死亡一時金と寡婦年金はいずれか一方のみ受給

[家族構成（同居家族）]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
佐野 勇也	本人	1972年8月10日	46歳	会社員
弥生	妻	1976年6月16日	42歳	専業主婦
真理恵	長女	2001年5月 5日	17歳	高校生

従って、子のいる弥生さんには、遺族基礎年金、遺族厚生年金が支給されます。

従って、正解は【2. 遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給される。】

-終-